

幹部候補育成課程の運用の状況に関する公表について（平成 27 年度）

1 公表の趣旨

国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号。以下「法」という。）第 61 条の 9 第 1 項に規定する幹部候補育成課程（以下「課程」という。）は、平成 26 年 8 月 29 日に施行し、各府省等において運用しているところである。

課程の運用状況については、法第 61 条の 10 第 1 項及び幹部職員の任用等に関する政令（平成 26 年政令第 191 号。以下「政令」という。）第 14 条第 1 項の規定に基づき定期的にフォローアップし、幹部候補育成課程の運用の基準（平成 26 年内閣官房告示第 1 号）に基づき公表することとされていることから、内閣人事局において取りまとめて公表を行うものである。

2 平成 26 年度における運用状況

（1）対象府省等

法第 61 条の 9 第 1 項及び政令第 13 条の規定により幹部候補育成課程を設置している府省等（会計検査院及び人事院を除く。）

（2）運用状況

課程の施行日（平成 26 年 8 月 29 日）から昨年度末（平成 27 年 3 月 31 日）までの間に、対象府省等全体として 4,697 名（うち女性 757 名（16.1%））の課程対象者を選定した（「別紙」参照）。

なお、昨年度は、上記のとおり課程が施行し、各府省等において平成 27 年度から計画的に必要な勤務の機会等を付与したり、研修を受講させることができるよう課程対象者の選定を開始したところである。

以 上

問い合わせ先

内閣官房内閣人事局

幹部候補育成課程担当 梅澤、手塚、川中、渡邊

電話 03-6257-3753 （直通）

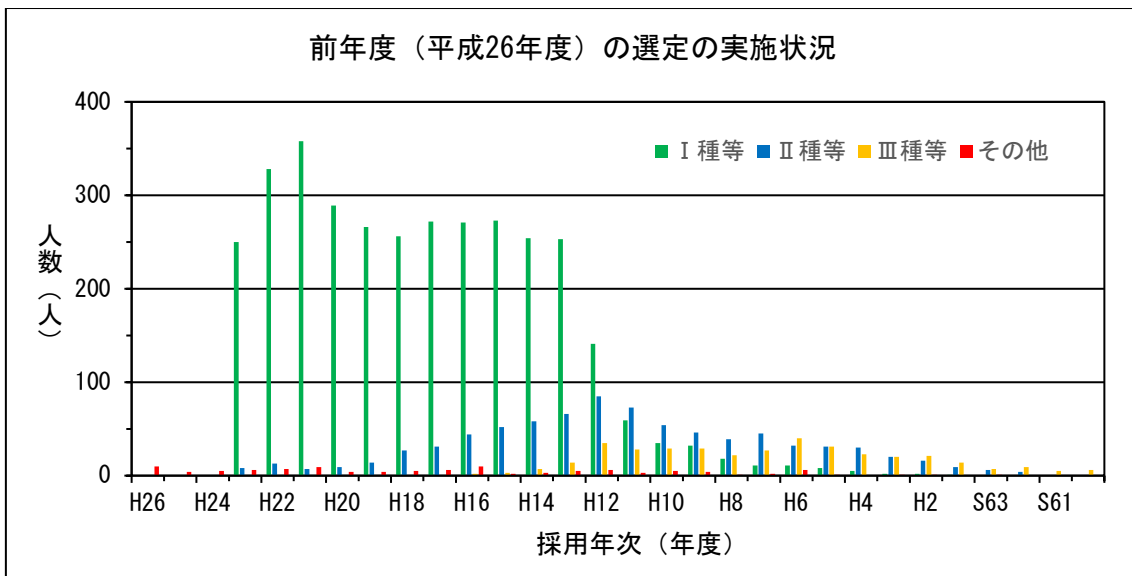
(別 紙)

### 前年度（平成 26 年度）の選定の実施状況

採用試験等の種類	I 種等	II 種等	III 種等	その他	合 計
人 数	3395 (620)	819 (104)	372 (15)	111 (18)	4697 (757)
構成比	72.3%	17.4%	7.9%	2.4%	100%

(注)

- ・「I 種等」とは、国家公務員採用 I 種試験その他 I 種試験に準ずる試験をいう。
- ・「II 種等」とは、国家公務員採用 II 種試験その他 II 種試験に準ずる試験をいう。
- ・「III 種等」とは、国家公務員採用 III 種試験その他 III 種試験に準ずる試験をいう。
- ・「その他」とは、選考採用者等をいう。
- ・各「人数」は男女合計の人数、( ) 内は女性の内数を示す。



## (参照条文)

### ○国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）

#### （運用の管理）

第六十一条の十 各大臣等（会計検査院長及び人事院総裁を除く。次項において同じ。）は、政令で定めるところにより、定期的に、及び内閣総理大臣の求めがある場合には随時、幹部候補育成課程の運用の状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

#### ② （略）

### ○幹部職員の任用等に関する政令（平成 26 年政令第 191 号）（抄）

#### （運用の状況の報告）

第十四条 法第六十一条の十第一項の規定による定期的な報告は、毎年度、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 前年度における幹部候補育成課程における育成の対象となるべき者の選定の実施状況
- 二 前年度における課程対象者について引き続き課程対象者とするかどうかの判定の実施状況
- 三 前年度の末日において課程対象者としている者の状況
- 四 前年度における法第六十一条の九第二項第三号の研修の実施、同項第四号の研修の受講及び同項第五号の機会の付与の状況
- 五 前各号に掲げるもののほか、内閣総理大臣が必要と認める事項

#### 2 （略）

### ○幹部候補育成課程の運用の基準（平成 26 年内閣官房告示第 1 号）（抄）

## 第 7 その他

### 1 内閣総理大臣に対する報告等

#### (1) （略）

- (2) 各大臣等（会計検査院長及び人事院総裁を除く。）は、法第 61 条の 10 第 1 項及び幹部職員の任用等に関する政令（平成 26 年政令第 191 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、毎年度、内閣総理大臣に対して課程の運用の状況を報告するものとし、内閣総理大臣は、課程の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

#### (3) （略）